

数についての割合がほぼ同じ状況を示している(図2-2-6)。

のことから、県北、南会津、相双の各地域においては、学校規模の程度の違いがあつても、学校規模が大きくなる傾向にあり、県南、会津の各地域においては、学校規模が小さくなる傾向にあると想定される。

従って、今後は、学校の適正規模(学校教育法施行規則17条)化について検討する必要がある。

その際、特に「公立小・中学校の統合について」(昭48、文部省初等中等教育局長、文部省管理局長通達)に示されている「小規模校としての教育上の利点、児童の心身に与える影響、児童の安全、地域住民の理解と協力等について慎重に配慮すること」が重要である。

(6) へき地指定地域の学校配置

へき地指定地域の1級から5級までの本校数の推移をみると、昭和41年度から昭和47年度までにおいては、各級ともほぼ一定の推移を示している。

また、「へき地教育振興法施行規則の一部改正」(昭47)により昭和48年度に4級、5級を除き、一時学校数が増加したが、昭和48年度以降昭和51年度までにおいても各級の本校数は一定推移の傾向を示している。

次に、へき地指定地域の1級から5級までの分校数の推移を昭和41年度から昭和51年度までにおいてみると、「へき地教育振興法施行規則の一部改正」(昭47)による昭和48年度における分校数の増加を除き、1級にあっては減少傾向にあり、2級にあっては昭和48年度以降において減少傾向を示している。

また、3級、4級、5級にあってはほぼ一定の推移を示している(図2-2-7)。

これより、3級、4級、5級においては、教育条件の整備のために分校を本校へ吸収することが困難な状況にあると想定される。

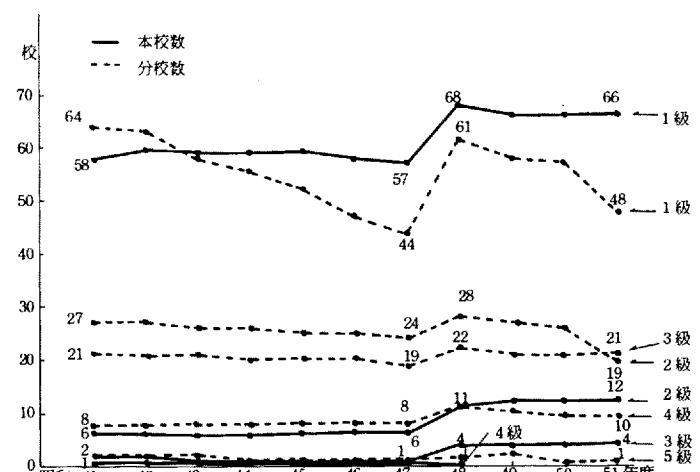
従って、今後は、過疎現象が一層深刻化することが想定されるへき地指定地域(1級から5級)の教育諸条件の整備については、特に配慮する必要があろう。

(7) 編制方式別学級構成比

編制方式別学級の状況を昭和42年度から昭和51年度までの編制方式別学級構成

比の推移からみると、単式学級の構成比は逐年低下してきたが、昭和50年度以降においてその低下傾向は鈍化の状況を示し、昭和51年度に86.52%となっている。

図2-2-7 へき地指定地域(1級から5級)の本校数及び分校数の推移



注：1. 「学校統計要覧」(昭41～昭51)による。

2. 5級における本校数は0である。